

第 195 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 5 年 7 月 26 日（水） 15:45～17:30

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、佐藤 香、
白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、樋 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部長、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

堀江総務審議官（行政制度担当）

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：重里統計企画管理官、辻統計品質管理推進室参事官
佐伯国際統計管理官

4 議 事

- （1）諮問第176号「港湾調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）令和 4 年統計法施行状況について（報告）
- （4）その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第195回統計委員会を開催いたします。

本日は秋池委員、清原委員が御欠席です。

また、本日は、総務省、堀江総務審議官に御出席いただいておりますので、御挨拶いただければと思います。

堀江総務審議官、よろしくお願ひ申し上げます。

○堀江総務省総務審議官（行政制度担当） 7月7日付で総務審議官を拝命いたしました堀江でございます。よろしくお願ひいたします。座らせていただきます。

皆様には、大変御多忙の中、統計委員会の審議に御参画いただきまして厚く御礼申し上げます。申し上げるまでもなく公的統計は、社会の情報基盤として社会経済や国民生活の実態を明らかにし、行政施策のみならず、広く国民の意思決定を支える極めて重要な役割を持つものでございます。

統計委員会には、これまで、本年3月に閣議決定いたしました「公的統計の整備に関する基本的な計画」についての答申、あるいは各府省の基幹統計調査の調査計画の御審議をいただき、また、昨年8月には「公的統計の総合的な品質向上に向けて」の建議をいただくなど、委員の皆様方には精力的に御審議いただいていると承知しております。改めて御礼申し上げます。

総務省といたしまして、統計委員会の審議をしっかりと支えながら統計整備を進めてまいりたいと考えております。今後とも皆様の御指導のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

堀江総務審議官におかれましては、他の公務がございますので、御退席されます。堀江総務審議官におかれましては、本日お忙しい中、委員会に御出席いただきましたこと、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

総務省の事務局にも人事異動がありましたので、御挨拶いただければと思います。

まず、北原政策統括官、お願い申し上げます。

○北原総務省政策統括官（統計制度担当） 7月7日付で統計制度担当の政策統括官に着任いたしました北原でございます。どうぞよろしくお願い致します。

公的統計のために未熟ながら力を尽くしてまいりたいと考えてございますので、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

○樫委員長 よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

次に、佐藤審議官、よろしく願いいたします。

○佐藤総務省大臣官房審議官 7月7日付で、審議官に着任いたしました佐藤でございます。よろしくお願い致します。

私、1年前まで統計企画管理官という立場で、国土交通省事案のときにちょうど本件に携わっておりまして、委員の皆様には当時も大変お世話になっておりました。また引き続きよろしくお願い致します。

○樫委員長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、あるいは部会報告などについての説明があります。本日、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭御

自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、議事に入ります。

諮問第176号「港湾調査の変更について」、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願
いいたします。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** それでは、国土交通省が実施い
たします基幹統計調査、港湾調査について諮問をいたします。資料番号は1-1、1-2
です。

国土交通省から調査計画の変更について申請がありましたので、この申請に対して総務
大臣が承認の適否を判断する、その際の手続の一環として統計委員会に御意見をお聞きす
るというものです。

以下、変更内容につきまして、今映っています資料1-1、諮問第176号の概要で御説明
を申し上げたいと思います。

まず、スライド1ページ目、調査の概要です。港湾調査は、一番上の調査の目的に書い
てありますとおり、港湾の実態を把握し、港湾の開発、利用、管理等の基礎資料を得るも
のです。

調査対象ですが、甲種港湾と乙種港湾の2種類に大きく分かれています。甲種港湾とい
うのは、港湾法で国際戦略港湾とか国際拠点港湾とか定められておりますが、そうした重
要な港湾を対象としておりまして、一方、乙種港湾というのは、それ以外で一定の要件を
満たすものです。それぞれ166、512と数が載っていますが、全てを対象に、後ほど調査票
のイメージも見ていただきますけども、どんな船が入ってきて、どんな荷物をどれだけ積
卸ししているのかといったようなことを調べることになります。

甲種については、船一隻一隻について、※印に書いてありますが、月1回提出いただき、
乙種は、年1回、まとめて調べるというものです。

報告事項、そして報告者、調査方法、そこに文字がばつと書いてありますが、文字ばか
りでイメージがつかみづらいと思いますので、次のページを先に御説明したいと思いま
す。スライド2を御覧ください。

こちらは、港湾調査の事務のフローを表した図で、下から上に流れるという図ですが、
下半分に調査票の抜粋のイメージをつけております。甲種港湾の場合、船1隻に対して1
行書くこととなります。どこのどんな船でどれだけの人を乗り降りして、どんな荷物を積
卸しするかというのを調べます。そこに様々な事業者の吹き出しが登場していますが、こ
の事項について、それぞれよく知っている人が答える、複数の報告者がいるというのが港
湾調査の特殊なところなんです。

そして、各報告者から青色の太い矢印で調査員のほうに情報が提出されて、調査員が取
りまとめるという形になっています。青色の矢印の提出方法は、後ほども見ていただきま
すが、調査員へ対面ですりやり方とオンラインで報告するやり方があります。あと、後ほ
ど御説明申しますとおり、郵送やFAXなども一部残っております。

このように多くの人に関与して、出し方も様々あるということで、大変複雑で、この辺
りを上手に整理していくのが従来からの課題になっております。

それから、この上のほうに行きますと、調査員がまとめて、それを県に出して、県は一定の集計をして、一番上の国土交通省にL G W A Nというネットワーク経由で提出する、今はそういう流れになっております。つまり、集計表として国のほうに出しているということなので、今、調査票情報を国土交通省が持っていない状態になっていることも課題となっております。

スライド1に戻っていただきまして、今、左のほうを御説明しましたが、あと右下、公表について補足したいと思います。公表は大きく月報と年報に分かれております。月報は、従来、ここで言っている確報というものしかなくて、全ての港分がそろってから公表することから、何か月も遅れて出ることが常態化していたということで、この部分は、前回の変更で改善がなされております。現在、「速報」と書いておりますが、大きな港に関しては速報として2か月後に出す。それ以外の港については、その港の数字が出来次第、公表するというので改善されたということをお知らせいたします。

それから、次のスライド2は御説明しましたので、スライド3に飛んでください。続きまして、主な利活用についてですが、詳しくは割愛させていただきます。上半分に示すような港湾行政の基礎資料、そして、一番下に書いてありますとおり、加工統計の基礎資料ということで、運輸部門の生産額の推計などにも使われております。

スライド4をお願いいたします。ここからが今回の調査の変更について御説明を申し上げます。

まず、調査方法の変更です。1つ目は、令和6年1月から、サイバーポートというものを導入いたします。サイバーポートは、後ほど図も見ていただきますが、統計のみならず港湾関係の業務を効率化するシステムということで、今年1月分の調査に限っては4港だけに試験導入したというものです。サイバーポートの図は後ほど見ていただきます。

2つ目の変更点は、サイバーポートを導入するといっても、直ちに全ての人に使うのではなく、サイバーポートに一元化するのなかなか難しいので、従来の方法も当面は残さざるを得ませんが、より実態に合わせて、先ほど少し申し上げた郵送も調査方法に追加するというものです。

これは、下半分にオレンジ色の表がありますが、現在は、調査計画上、調査員、またはオンラインで提出ということになっております。実際の回収状況を確認したところ、オンラインや調査員の対面手渡しに加えまして、郵送もかなりのウエイトを占めていることが分かりましたので、これも実態に合わせて追加するという変更を行います。

ちなみにF A Xや電話もごく僅か残っていますが、これは報告者側の事情で臨時的対応がされていると整理いたしまして、これらの者はサイバーポートの利用を働きかけることにしております。

続きまして、スライド5を御覧ください。後ほど御覧いただくと申し上げたサイバーポートのイメージを紹介したいと思います。

上半分と下半分に絵が分かれています。上半分が今の港湾調査のイメージを描いたものです。報告者が上半分の図の左端にいますが、先ほど見ていただいたとおり、報告者はいろんな人がいるということで、その方々が都道府県に対して、いろんな方法によって調

査票を出すということです。調査員がそれを取りまとめて、都道府県がそれを集計して、右側の国土交通省のほうにL G W A N経由で出す、そういう流れになっているということです。

ここで、付言しておきたいのですが、左の報告者の下にN A C C Sというデータをためるような絵があります。実は港に船が入るためには行政手続、船が入るための申請をしないといけないことになっておりまして、その行政手続がN A C C Sというシステムでできるようになっています。

船によっては、N A C C Sというシステムで申請されますが、この申請の内容と同じ内容を重複して港湾調査にも回答するという必要があったり、あるいは、いろんな人からいろんなルートで情報が集まってくるということで、疑義照会で何往復もしたり、都道府県の方も管理が非常に大変だったりするなど、調査が非効率になっているのが今の状態です。

それを下半分のサイバーポートを導入する、電子化を進めるという図のほうですが、具体的には、まず緑の大きなサイバーポートというデータベースの絵の左のほうに報告者がいます。まず、N A C C Sと連携することで、N A C C Sに届出・申請されたデータは、データ連携して引っ張ってくるということで、それで足りないところだけを港湾調査に画面入力して回答することで、完結するようにするということです。

また、当面の間は、左下にまた報告者がいますが、従来のやり方で出したいという方もいらっしゃるので、従来の提出手段も併存させることとなりますが、そういうふうに出されたものも変換してサイバーポートに取り込む機能も付加することによって、調査票情報が最終的にはサイバーポート内で一元管理するファイルになります。

調査票情報がサイバーポート内で一元管理されることによって、エラーチェックも自動化されることとなりますし、集計も自動化されて、国への提出も今はL G W A N経由でされていたわけですが、これもサイバーポート内でやることとなります。

続きまして、6ページ目のスライドをお願いします。今までは調査方法の変更の話でしたが、続きまして「調査票情報等の保存」についての変更です。

先ほど申し上げたとおり、調査票情報を国は持っていないという整理になっていましたが、先ほどのサイバーポートの図で御説明いたしましたとおり、サイバーポートの中に一元管理されることとなります。

ただ、すぐに全ての港、全ての報告者がサイバーポートに調査方法として移るのは現実問題として非常に難しいので、調査票情報を一元管理するために、どうするかというのを下半分に文字で書いてありますが、まず①番として、サイバーポートに実際移る港については、サイバーポートに出された調査票は、そのままシステム内に残りますし、サイバーポートを利用せずに提出されたものは統計調査員が取り込む形になる。

②として、今、港の管理を独自のシステムでされている港もどうやら多いようでして、そういった独自のシステムの利用を継続する場合には、そのシステムから吐き出したデータを取り込む、もしくは今の独自のシステムを改修して、サイバーポートのシステムに転送するような格好になると聞いています。

このようにして調査票情報をサイバーポート内に一元管理するという変更をする予定で

す。

続きまして、7ページ目のスライドに移っていただきまして、3つ目の変更内容ですが、こちらは「集計事項」の変更です。

現在、港湾調査の集計事項のうちの貨物流動量、荷動きの統計表について、統計の精度上の課題が明らかになっております。具体的には下にイメージ図がありますが、具体例をこの図に従ってイメージのために申し上げますと、例えば左下のように北海道の稚内から広島に水産品がこの統計では2,500トン程度運んだという統計表になっていますけど、これは移出という統計表です。

これとは別に移入という統計表、具体的には広島に稚内から水産品を何トン運んだという移入の表もあるわけです。その移出の表と移入の表の誤差が生じている、今は、そういう状態になっているということです。

現在、国土交通省統計品質改善会議のほうで検討されて、誤差の縮小に努めていらっしゃるということですが、すぐに解消するのは難しいということで、当面の措置として集計表を少し変更するということです。

御覧いただくと、具体的には荷動きのトータルの数字を抜き出して主要表として位置づけ、いわゆるODといいますか、出発点と到着点のより具体的な細かい表は詳細表と位置づけて、詳細表について利用する際にはより注意してくださいという注意喚起を一層図るような変更を予定しているということです。

ちなみに、こうした誤差がどうして生じるのかというのは、次のページに参考として載せております。これは、去年の夏に既に国土交通省でオープンにされている資料を引用しているだけなので、御参考にしていただければと思います。この事例ですと、荷物が左のAという港からBの港に行くわけですが、Aの港の人は、「この荷物はBの港に100トン行く」と認識をしています。実は途中でXという港に降ろすということを知らずに報告をしているということで、Bの港の人は、「A港からは80トンしか来ていない」と報告するので、両方の統計で齟齬が生じる、そういう状態になっているということです。

続きまして、9ページに行きます。変更点の御説明は以上ですが、以下、前回答申の課題の対応状況について御説明したいと思います。

課題の1つ目ですが、「調査方法の再整理」ということです。今まで申し上げたとおり、調査方法が非常に複雑だということで、一度、関係者の役割分担などを確認して、必要な見直しをしましょうという課題が前回付されているということです。これについては、下の対応というところに書いてあるとおり、国土交通省のほうで各港湾における業務の実態などアンケートを取られて確認されたということです。その結果、調査計画上の整理と合致しているということを確認したということです。

あと一番下の黒丸に、今回、サイバーポートを導入するということです。本来でしたら、この複雑な状況が非常にきれいになることが一番望ましいわけですが、直ちに全面移行するのは難しいので、当面の間は、今までの方法も残しつつ、サイバーポートを手法の1つとして追加する、そういう判断をされたということです。

続きまして、2つ目の課題に行きます。2つ目の課題は公表の関係で、前回、何か月も

かかっていた月次の結果を、一部を速報として出すことで改善されたということですが、更なるニーズがないかをきちんと考えましょうという課題が追加されています。

これについても国土交通省のほうで調査したところ、追加のニーズはないということで、かつ従来の月報も何か月もかかっていると思いますが、それぞれユーザーがいるということなので、前回見直した体系を引き続き続けたいと、国土交通省のほうは考えているということです。

そして、一番下が「調査票情報等の保存」ということで、これは先ほど述べたとおりです。

そして、最後のページの、公的統計基本計画への対応ということですが、この4月から始まっています第Ⅳ期の基本計画におきましては、これまで紹介してきたサイバーポートの導入によって、行政記録情報等の活用、報告者負担軽減の推進、そして調査方法の整理、調査票情報の一元管理を実現するというところで、まさに今回の変更で一番大きいポイントがサイバーポートの導入で、これが今まで述べてきたことのまとめというふうになっています。これから統計委員会に御審議をいただくわけですが、サイバーポートにきちんと円滑に移行できるのかといったことがポイントになるかと思えますし、また、途中で述べました、この調査の統計精度上の課題をどのように改善していくのか、といったところが、統計委員会に御審議いただくポイントになるのではないかなと思います。

私からの説明は以上になります。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたします。

また、港湾に関する専門的知見に基づく御審議をいただくために、港湾管理などに精通しておられる竹林幹雄氏を審議協力者として参加いただきます。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントさせていただきます。

港湾調査は、我が国の物流・産業・生活を支える大きな役割を果たしている港湾の実態を把握し、港湾関連の施策はもとより、先ほどありましたように国民経済計算にも活用されている重要な統計調査です。

今回の申請では、港湾関連業務の効率化を図る「サイバーポート」を用いたオンライン報告の導入、あるいは調査票情報の一元的な永年保存を行うことなどが計画されています。

サイバーポートの本格導入は、公的統計基本計画においても指摘されており、行政記録情報の活用による報告者負担軽減や業務効率化を一層推進するものとして期待されているところです。ただ、現状の調査業務では紙のやり取りも多くなっているとのことでした。また、港湾調査は、統計精度上の課題というのも先ほど少し指摘されたように残っているところです。

今後、サイバーポートをどのように普及させていき、そして統計業務をどう改善していくか、また、統計の有用性というものをどう高めていくか、検討すべき課題は多数あることと存じます。部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様

様方、審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。部会の審議状況についてです。

まず、人口・社会統計部会での全国家計構造調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の津谷先生から御報告、よろしくお願ひ申し上げます。

○津谷委員 承知いたしました。津谷でございます。

それでは、「全国家計構造調査の変更」に関する部会での審議状況について、御報告いたします。

本件については、6月の委員会で諮問された後、7月10日に1回目の部会を開催いたしました。その結果は資料2に示されておりますので、この資料を使って御説明したいと思います。

まず、「(1) 令和元年調査の見直し」についてです。前回の令和元年調査は、単身世帯を中心とした精度向上や、所得・家計資産に関する統計精度の向上、報告者や実査を担う地方公共団体や統計調査員の負担軽減のため、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般について、抜本的に見直した上で実施されました。

今回の変更は、抜本的に見直された令和元年調査の大枠を継承した上で、必要な変更を講じようとするものですので、6月の委員会において委員長からも御指摘をいただきましたとおり、まず令和元年調査の結果の検討をしっかりと行うことが重要という問題意識の下、令和元年調査の実施状況について確認を行いました。

この点について総務省は、令和元年調査の実施後に行った地方公共団体からの意見聴取や有識者を交えた検討を通じて、統計精度の向上や報告者負担の軽減及び事務の効率化の状況について検証・分析し、その検証結果を今回の調査計画案に反映することとしております。総務省の検証結果の概要については、資料2の審議の状況の点線の枠囲みの中に示しております。

部会では、この総務省による検証結果を踏まえ、令和元年調査の見直しについては、一定程度目的を達成できたことを確認するとともに、家計に関する統計の体系的整備の進展について評価をいたしました。また、総務省は、検証結果から明らかになった課題を踏まえて、令和6年調査の見直しを計画していることから、令和元年調査の振り返りを踏まえた対応は、おおむね適当と整理いたしました。

なお、委員からは、令和元年調査の評価について、地域性の観点を踏まえた代替選定の分析、当初抽出世帯と代替世帯の回答パターンの差異についての検証、時間コストの観点からの報告者負担の把握、調査世帯への疑義照会に係る事務負担の定量的な把握などの必要性について、御意見や御提言が出されました。

次に、「(2) 調査方法の変更」についてです。今回の変更は、基本調査及び簡易調査に加え、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大導入するものです。これについては、報告者の負担軽減や統計調査員及び地方公共団体の事務の効率化に資するものであり、適当と整理いたしました。

また、オンライン家計簿に実装されるレシート読取機能や回答状況管理システムの機能改善を行うほか、地方公共団体向けの試用環境の整備、そして動画を活用した研修用教材

の充実化を計画していることについても確認を行いました。

次に、「(3) 報告を求める事項の変更」についてです。家計簿については、「控除又は納付項目の総額」の欄及び「賃金のデジタル払いの額」の欄を新設するほか、世帯票については、「就学の状況」を「教育」に、「地代支払の有無」を「土地の所有関係」に変更するとともに、これら調査項目の選択肢についても見直しを行うというものです。

これらは制度改正への対応や前回調査の結果を踏まえた変更であり、関係府省等を対象としたニーズ把握や外部有識者からの意見聴取の上、民間モニターによる回答可能性の検証を実施した上で検討を図ろうとするものです。

これらについて部会では、「賃金のデジタル払い」については「口座への入金」のページに記入することになっているが、概念としては、これは口座振替ではないので、概念整理をした上で家計簿における記入箇所を検討すべきではないかという御意見や、変更後の「教育」の選択肢のうち「未就学・その他」という選択肢が指すものが不明確であり、記入時に混乱する可能性があるのではないかという御意見、また、変更後の「土地の所有関係」の選択肢と変更前の「地代支払の有無」の選択肢は、必ずしも総務省が整理したような対応関係になっているとは限らないので、より正確に説明を行うべきではないかといった御意見があったことを踏まえ、これらについては2回目の部会において引き続き審議することといたしました。

次回の部会では、「報告を求める事項の変更」について引き続き審議を行うとともに、残りの変更事項と、前回答申における今後の課題が3つありますが、その中で1回目の部会で対応状況の確認が終わっていない(3)について審議を行う予定です。

そして、個々の論点についてひとつおとり審議を終えた後、答申案の方向性についても審議を行い、次回の統計委員会に向けて答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○樫委員長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントさせていただきたいと思います。

令和元年調査における抜本的な見直しの結果、統計精度の向上、あるいは報告者負担の軽減、調査事務の減量・効率化、こういう当初の目的はおおむね達成されていることが確認されたとのことでした。これについては一定の評価をしたいと考えているところです。その上で、部会におきまして、委員からは、さらなる改善につながる御意見が出されたとのことです。

本調査は、我が国の家計構造を捉える非常に重要な調査である一方、調査の環境というものは一層厳しさを増しておりまして、平成元年調査の見直しを経ても、なお難しい調査の一つであることは変わらないと思います。

次回の部会では、答申案の取りまとめの方向性についても審議されるということですので、令和6年調査がさらに良いものとなるように、津谷部会長をはじめ、人口・社会統計

部会に所属の委員の先生方、引き続き審議のほど、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○津谷委員 承知いたしました。ありがとうございました。

○椿委員長 それでは、次の議事に移ります。これも部会の審議状況になります。産業統計部会での農林業センサスの変更に関する審議状況について、部会長の川崎先生から報告、よろしくお願い申し上げます。

○川崎委員 川崎です。

それでは、資料3によりまして、農林業センサスの変更に関する部会での審議状況について、報告いたします。

本件については、5月の統計委員会で諮問された後、1回目の部会を6月5日、2回目の部会を6月26日、3回目の部会を7月6日に行いました。

今回の審議では、資料の冒頭の（注）に記載しておりますとおり、申請に至るまでの経緯を踏まえて、農業集落調査の部分から先に審議を進め、2回目の部会の前半では、1回目引き続きまして農業集落調査の変更について議論し、その後は農林業経営体調査の変更について審議を進め、3回目までの部会で審議事項の最後まで、一通り審議をしたところ です。

本日は、前回の統計委員会の後に開催した2回目と3回目の部会の審議状況を報告しますが、この場では、部会での審議状況の順序に関係なく、資料の冒頭、つまり、農林業経営体調査の変更から順に説明させていただきます。

最初に、1の農林業経営体調査についてです。はじめに、(1)調査票のレイアウトの変更等という最初の欄です。

今回の変更では、前回調査で取り入れた農業項目の読替え方式というのを取りやめまして、農業項目・林業項目を分けて、それぞれの記入箇所を明確化するという事で、調査票全体を再構成するという計画となっています。これにつきましては、記入しやすい調査票とすることで、報告負担及び事務負担の双方を軽減し、円滑な統計調査の実施に資することから、適当と評価しております。

次に、2番目の欄ですが、調査事項の変更です。これについては、上側の労働力に関する事項、それから、下側のそれ以外の事項、この2つに分けて審議しております。

まず、上側の欄の方ですが、労働力に関する調査事項の変更については、今回の変更では、前回の調査で拡充した個人ごとの情報把握の範囲を縮小するほか、資料に記載したとおり、調査事項を整理、又は簡素化する計画となっております。

これについて部会では、おおむね理解が得られました。しかし他方で、今回削除が計画されている個人経営体における「世帯主との続柄」や、「農業に従事しなかった世帯員の状況把握」につきまして、世帯員の状況を分析する観点から継続すべきではないかといった意見、あるいは「農業」という言葉を「農作業」という言葉に変更することについて、その必要性や取扱いに関する意見が示されました。これについては、次回、第4回の部会で引き続き審議することとなりました。

次に、下側の方ですが、労働力に関する調査事項以外の事項の追加・削減についてです。

これらについても基本的には了承されております。しかし、一部の事項については意見が続きまして、特に、農業を経営する上でのデータ活用の状況という事項がありますが、これについては設問文や選択肢、注釈ともに長文で分かりにくく、本来どのようなことを回答してほしいのか、正確な回答が得られるかどうか懸念があるということで継続審議となっております。

続きまして、一番下の欄、(3)の調査方法の変更に進みますが、ここでは変更点が2点あります。一つは、調査票の提出方法に郵送を追加すること、もう一つは、オンライン回答を、e-surveyから農林水産省独自の申請・届出システムであるeMAFFというものに変更するという事です。これらにつきましては、いずれも適当と整理しております。

特に後者のeMAFFへの変更につきましては、この調査が全数調査であるという性格も踏まえまして、農林水産関連の行政手続に係る包括的な申請・届出システムを用いることによる相乗効果で、この調査自体のオンライン化も進めることができるのではないかという判断によるもので、以前審議された漁業センサスにおきましても同様の変更がなされています。

続きまして、ページが変わりますが、(4)、2ページ目の上のところになりますが、集計事項の変更です。これも引き続きまして農林業経営体調査のテーマですが、これにつきましては調査事項の変更や利活用ニーズを踏まえた見直しのほか、主業・副業別の集計区分について改めることが計画されています。

特に、この主業・副業別の集計区分について改めることにつきましては、以前の統計委員会の審議の過程で指摘した課題でありまして、その趣旨を踏まえた改善がなされていることから適当と整理しております。

農林業経営体調査の変更についての審議は、以上のところまでです。

続きまして、次の欄の農業集落調査の変更に進みますが、これにつきましては、既に1回目の部会におきまして、今回申請された計画どおり実施することで大筋異論がありませんでしたが、追加の確認事項もありましたので、2回目の部会で引き続き審議を行いました。

この資料の中に全体的な評価というところがありまして、そのところにも記載しておりますが、2回の部会を経て今回の計画について、一定の合理性があるという認識で計画どおりの実施を許容するという結論に変更はありません。

ただ、今回、大幅な計画の見直しをするということから、今回の計画による実施状況についてしっかり記録を残し、次回調査に向けて、よりの確で効率的な情報収集の方法を検討することが重要な課題であるというふうに考えています。

なお、今、この評価について「一定の合理性」という言い方をしましたけれども、これまでですと通常、「適当」や「やむを得ない」といった言葉を使っておりますが、ここで「一定の合理性」と申し上げておりますのは、今回のこの変更につきましては、様々な制約の中で計画の変更がなされておきまして、その制約の範囲内での合理性があること。

一方で、この調査方法につきましては、初めての取組でもあるので、完全にこれが適切であると自信を持っているわけでもないもので、そういう意味で一定の合理性という評価を

しているのが現在の状況です。

そういうことで、農業集落調査の変更事項ごとの説明は前回の委員会でもかなり詳しく御説明しましたし、2回目の部会で示された意見につきましても、今申し上げた調査実施状況の記録に関するもの、また、調査結果を含む情報提供の際の配慮ということですので、説明は、ここまでとさせていただきます。

最後に3のその他の変更となりますが、これは4ページ目です。これにつきましては、本調査の一つとしまして、市区町村を対象に行われる調査について、農林水産省の地方組織経由から本省直轄に変更するということが一つ。もう一つは、各調査票に共通するものとして、集計結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめることが計画されております。

これらについては、いずれもおおむね適当と整理しております。ただし、印刷物としての報告書の作成を取りやめることにつきましては、これまでの報告書に代えて調査概要の解説ですとか、結果の解説とか、利用のためのガイドのような冊子を作成することを検討していただく必要があるのではないかと考えられる、そういう意見を出しております。

それから、Ⅱのところですが、前回答申における「今後の課題」への対応状況ということですが、これにつきましては調査計画の変更の審議に続きまして検討したところであり、前回の答申では、農林業経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用などが課題とされていましたが、これらについては農林水産省の対応や回答について適当と整理いたしました。

続きまして、Ⅲのところですが、最後に「今後の手続についての整理」ということですが、これにつきましては、農林業経営体調査において全国共通の調査事項が確定した後に都道府県の要望を聞いて設定する「都道府県設定項目」という調査事項について、調査計画上で明確にするための追加の手続ということで、その手続について確認をいたしました。これは、資料に記載しておりますとおり、この手続としては来年度前半に都道府県の設定項目の明確化を内容とする変更申請を受けることが想定されています。この手続の追加については適当と整理いたしました。

なお、部会の審議では、この都道府県設定項目については、今後、調査全体の負担感を考慮しながら取り扱う必要があるのではないかという意見もありました。これにつきましては、農林水産省から都道府県に県別項目の設定について照会をする際に、報告負担の観点も踏まえた指示を行っているという御説明がありましたので、これについて部会で確認して了承いたしました。

以上が第2回、第3回の部会での審議状況ということになりますが、最後に今後の予定について申し上げますと、まだ若干審議が残っております。そこで、日程的にあと1回、8月4日に第4回を開催することとし、その審議とともに、答申案の審議を行う予定としております。

説明は以上です。

○樫委員長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントしたいと考えます。

これまで3回の部会で非常に集中的に精力的に審議されて、かなりの審議事項については、結論を得たとのことでしたが、まだ若干の課題等々が残っているという御報告でございました。確認事項ということもあるかと存じます。

部会はあと1回ということで、限られた時間の中での対応となりますけれども、よりよい調査の実施と将来の改善につながる答申案をまとめていただく、そういうことになるように、部会長の川崎先生をはじめ、産業統計部会に所属の委員の先生方、引き続き審議のほど、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

では、次の議事、これも部会の審議状況の報告でございます。国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、部会長の福田先生から御報告、よろしくお願い申し上げます。

○福田委員 それでは、御報告申し上げます。

6月28日に行われました第34回国民経済計算体系的整備部会の審議状況についてです。資料4を適宜御覧いただければと思います。資料4のページ番号は、資料の下に1/21といった形で表示しております。

まず、1ページ目を御覧ください。第34回部会では、1つ目は、QE民間在庫変動の推計における法人企業景気予測調査の活用可能性についての検証、それから2番目が、2025SNA（仮称）に向けた状況について、3番目が、制度部門別勘定の更なる整備に係る基礎的な検討について、この3つに関して審議をいたしました。技術的な内容も含まれますので、概要をかいつまんで御報告させていただきたいと思います。

まず、QE民間在庫変動の推計における法人企業景気予測調査の活用可能性の検証についてです。2ページ目の下段を御覧ください。

この議題は、第IV期基本計画において、1次QE推計における民間企業設備及び民間在庫変動の推計について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえて、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討すること、また、1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計改善に係る研究を進めるとの課題に対応するもので、法人企業景気予測調査の関連については、2023年度から実施し、早期に結論を得ることとされております。

背景的な話だけを、まず御紹介しますと、四半期GDPに関しては、四半期終了、約1か月半後に1次QEが公表されて、その1か月弱の後に2次QEが報告されるわけですが、1次QEと2次QEの改定の幅が非常に大きいということが以前から指摘されていて、その大きな原因は民間企業設備と民間在庫変動にあるということも分かっていることであります。

さらに、その大きな原因は、2次QEのベースとなる財務省が作っている法人企業統計というのは1次QEの段階では入手できないことによって、法人企業統計の民間企業設備と民間在庫変動を推計しなければいけないという問題がございました。それをいかに正確に推計するかということが大きな問題でございました。

財務省は、法人企業統計の前に法人企業景気予測調査を行っていますが、その間

に法人企業統計の附帯調査を一時実施しまして、そのパフォーマンスはどうかということを見ました。その結果として、民間企業設備に関しては、さしたる改善はありませんでした。民間在庫変動に関しては、かなり大きな改善が見られましたが、調査をされる側、あるいは調査をする側の負担、法人企業景気予測調査を調査して、附帯調査を行って、それから法人企業統計の調査を行ってと、短時間の間に引き続き調査をするのは大変だということで、附帯調査に関しては調査をやめたということになります。

ただ、1次QEから2次QEの改定幅の大きい変動という問題は依然として残っていましたので、法人企業統計に先立って調査している法人企業景気予測調査を活用できないかということで、内閣府に研究を進めていただいていたところです。

今回は、在庫の部分に関する御報告ですが、現在、法人企業景気予測調査に関しては在庫の調査をやっておりません。ただ、2019年の第1四半期までは、BSIという形で、在庫が多い、少ないという過不足感を聞く調査はやっていましたので、過去のデータではありますが、そういったものが2次QEの予測に役立つのかどうかということを調査していただいたというのが今回の御報告の背景です。

民間企業設備に関する予測調査の活用可能性については、昨年7月の企画部会第1ワーキングにおいて報告しておりまして、今回は民間在庫変動に関する報告ということになります。

検証結果につきましては、3ページから4ページ目の上段に記載されているとおりで、具体的には、法人企業統計の原材料在庫の前期比を被説明変数として、これは予測したい対象ですが、それを原材料在庫の過不足感を表す予測調査の原材料在庫BSIを説明変数にして、産業別に回帰を実施して推計をした。それで、改善が見られるかどうか試算を行ったということです。

その結果を現状の推計方法、ARIMAモデルすなわち時系列のトレンドを用いた予測と比較することで、民間在庫変動の推計精度を比較しました。結果は現行のARIMAモデルの予測を必ずしも上回るものではありませんでした。その結果を踏まえると、予測調査における在庫BSIの調査再開、現在は先ほども申し上げましたように、もう既に調査していないので、調査再開は慎重に検討することが必要ではないかというような見解が内閣府から示されました。

一方で、1次QEから2次QEの改定幅を改善しなければいけないのですが、その方向性として内閣府からは、現在でも法人企業統計を用いていない品目が一部にあります。そういった品目に関しては、1次QE時点で別途、基礎統計を利用する方法などを活用したらどうかとか、ごく一部ではありますが、1次QE時点で利用可能な基礎統計で在庫が分かるケースもあります。そういった統計を用いて、法人企業統計を用いないで推計する方法もあるのではないかということが内閣府から説明されました。以上が内閣府からの御報告でした。

これに対して複数の委員からは、予測調査とARIMAモデルのどちらか一方だけを用いて予測を比べるのではなく、両方同時に用いて両方の情報を活用して推計方法を検討することが必要なのではないかと、誤差は似たようなものでしたが、多分、誤差の性質は違う

可能性が高くて、したがって、現行のARIMAモデルとBSIを変数として両方追加して再検討してほしい。そして、どれだけパフォーマンスが改善するかを確認してほしいという御意見がありました。もっともな御意見だと思います。

それから、推計の評価方法に関して、1次QEと2次QEの乖離だけではなくて、より精度の高い年次推計との乖離を見る方法もあるという指摘もありました。今回の在庫に関しては必ずしも大きな乖離はないと思いますが、設備投資に関しては非常に重要な問題なのではないかというふうに思います。

こういう指摘がありましたので、部会では、委員からの御指摘を踏まえて、法人企業景気予測調査の活用の可能性については、取りあえず諦めないで引き続き検討していただき、本部会で改めて御報告させていただくということになりました。

また、内閣府から御提案いただいた代替的な方法に関しても引き続き研究していただくということが、適当であるということにまとまりました。これが第1の議題の報告です。

引き続き、6から7ページを御覧ください。議事の2つ目、2025SNA（仮称）に向けた状況についてです。

第IV期基本計画にも、2025年をめどに策定予定の国民経済計算の新たな国際基準、2025SNA（仮称）策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り、その実装を図るため、基礎的な検討を着実に進めるとの記載があります。

これを踏まえまして2025SNAに向けた主要テーマであるデジタル化、グローバル化、ウェルビーイング及び持続可能性を中心とした、その検討状況についての御報告がありました。

御存じのとおり、2025SNA、新しい国際基準に向けての研究は、日本のみならず諸外国でも行われていて、そこでの主要な研究テーマというのは、今申しあげましたようなデジタル化、グローバル化、ウェルビーイング及び持続可能性に関する研究が中心ですので、内閣府でも、それを中心に検討いただいたということです。8ページから11ページを適宜御覧ください。

デジタル化としては、データの資本化、すなわちデータを重要な生産要素として捉え、固定資産として記録する方向で国際的な議論が進んでおります。内閣府でも調査研究として諸外国の先行研究と同様、コスト積み上げ方式によりデータ、データベース、データ分析の産出額を試算していただきました。

諸外国の試算では、データ資産の範囲がそれぞれ異なっています。まだ研究途上のものだということが言えますが、それぞれの範囲にあった試算結果を推計して比較していただいたところ、名目GDPに対する比率は1～3%と、試算方法によって少し幅はありますが、諸外国の試算結果とほぼ同じ程度の効果があることが御報告されました。

また、グローバル化との関係で国際的に議論が進んでいるのは、ブランド価値を生み出す無形の知識資本とも言えるマーケティング資産というものを固定資産として取り扱うという議論が進んでいるところです。

そこで内閣府でも各国の例を参考に、広告や市場調査等の支出の一部が資本化の対象となることを想定し、その影響を暫定的に試算していただきました。その結果、マーケティ

ング資産投資額は、名目GDP比で見て過去10年間の平均で1%弱になることが御報告されたということです。

それから、3番目として、ウェルビーイングと持続可能性について、2025SNAに向けて、家計の所得・消費・資産の分布や家計の無償サービス生産価値、教育訓練や人的資本ストックなどの各種テーマについて、サテライト勘定の活用を中心に、広義のSNA体系の枠組みの中での把握について、推計や研究といった対応を行っているということに関しても御説明を受けました。

この報告に関して、委員からはデータの資本化については、コスト積み上げで推計するのはやむを得ないが、企業ごとの個別性も強いので、マクロでデータを推計するときには工夫が必要なのではないかという指摘や、あるいはウェルビーイングなどは様々な項目があるため、日本として何をやるべきか、優先順位をつけて検討することが重要であるという御意見がありました。

ただ、部会では、基本的には国民経済計算の新たな国際基準、いわゆる2025SNAの策定に向けた議論への関与や、その実装に向けた検討などが着実に内閣府のほうでも進められていることは評価されまして、引き続き御検討していただき、その進捗状況については、本部会で御報告していくということで取りまとめた次第です。

続きまして、15ページを御覧ください。これが最後の3つ目の議事で、制度部門別勘定の更なる整備に係る基礎的な検討状況ということです。

第Ⅳ期基本計画では、制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得るとされております。

16ページから17ページを御覧ください。我が国のSNAでは、現状でも生産勘定などの制度部門別に関して内訳が公表されています。一般政府と対家計民間非営利団体と金融機関については公表されていますが、非金融法人企業と家計、いわゆる個人企業については基礎統計の制約から分割することができておらず、公表されておりました。

そういう意味で、諸外国と比べても、制度部門別勘定の整備は重要だと言われていますが、まだ整備途上であったということです。

そこで、今回は、この検討課題を担当する内閣府に先立って、統計委員会担当室のほうで総務省所管の統計を用いて制度部門別勘定を非金融法人企業と家計に分割する方策について検討していただき、御報告いただいた次第です。

18ページから20ページを御覧ください。これは2015年の推計ですが、要点だけ説明しますと、ポイントはSNAの概念と経済センサス-活動調査の概念をなるべく近づけた上で、SNAの法人、個人計の金額に、経済センサスを基に算出した法人、個人の比率を乗じて、法人と個人にSNAのものを分割する、すなわち経済センサスの情報を使ってSNAの分割を行うということです。

18ページの下段にありますように、付加価値額などの国内総生産相当額の個人、法人比率が経済センサスから把握することができます。この割合をSNAの経済活動別国内生産額に乗じることで、法人と個人それぞれの金額を推計し、さらに個人について経済センサス-活動調査の情報を基に産出額などの各項目の金額を推計して、法人額を残差として計

上するという方法で試算を示していただきました。

また、2019年については、21ページに概要が示されていまして、上段が推計結果、下段が結論です。一連の検討結果を踏まえて、担当室より、基礎統計の更なる整備が進む2020年以降に関しては一定の仮定の下で、相応の精度を確保して推計することが可能ではないかという見解が示されたということです。

これに対して委員からは、2020年以降の推計にめどがついた後でよいですけれども、過去についても遡及的推計ができると時系列分析を実施するのに有益だという御意見も出されました。

ただ、部会としては非常に有益な試みだということで、制度部門別勘定の法人と個人の分割については、ぜひとも今後も検討を進めていただきたい。そして、提案いただいた推計方法は非常に有益なものだという評価がなされた次第です。

そして、今後、2020年以降分の推計や実装する場合の公表の在り方等については、内閣府において検討を進めていただくほか、委員から御指摘になった点は、統計委員会担当室と内閣府で連携して御検討いただくということで取りまとめした次第です。

以上が私からの御報告となります。ありがとうございました。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。

○松村委員 よろしいですか。

○樫委員長 松村先生、よろしく申し上げます。

○松村委員 福田先生、御説明ありがとうございました。2025 S N A に関して2点ほどお伺いします。1点目は、御説明にもありましたが、8ページの下にもあるように、今回、多岐にわたって非常に多くのことが議論されていると改めて認識しました。そうした中、直接の御説明はなかったですけど、14ページの下には、3月の国連続計委員会での議論ということで、諸外国からは、この取扱いについて抑制的なコメントが多数寄せられていることが示されています。確かに限られたマンパワーと時間ですので、重点的、効率的にやっていくことは大変重要だと思いますが、その中で日本はどんなコメントを出されたというか、どのように考えられているのかというところが1点目。

それに関連して2点目は、先程の8ページ目に非常に多岐にわたる項目がありましたが、わが国として既にこの辺をやっていこうみたいな優先順位がもし今時点でありましたら、御教示いただければと思います。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

○福田委員 私からお答えするよりも、まず内閣府のほうからお答えいただいたほうがいいのではないかと思いますので、申し上げます。

○樫委員長 では、内閣府から回答いただければと思います。

○松多内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 内閣府でございます。松村委員、御質問ありがとうございました。

まず1つ目の国連などでの議論で日本がどのようなことを発言しているかということですが、各国から抑制的に進めるべきだというコメントがあったということです。資料でもたくさんガイダンスノートが出ていますよということで、12ページ、13ページ、14ページあたりにたくさん出ています。数もたくさんあるのと、あと、かなり理念的なところで、概念にとどまるものもあつたりします。内容がほぼ固まっているものもあつたりしますので、様々なものですから、それを全部入れるのはさすがに難しいといえますか、実務的にも難しいですし、具体的な作業が詰まっていないものもあるので、そういう意味で現実的にといえますか、優先順位をつけてやっていくべきだということは、各国と同じような意見だと思いますけれども、日本からも言っているところです。

2点目のどういったところに力を入れているかといったところですが、今回、部会でも御説明したもので言いますと、例えばマーケティング資産の導入、それからデータの資本化の件については、一定の方向性が見えているところもありますし、あとサテライト勘定ではなくて本体系に記録される可能性もあるといったことでありますので、先行して検討を進めているといったところです。議論が進んでいるもの、これから入る可能性が高そうなものについて、優先順位をつけながらやってきていると理解いただければと思います。

私からは以上です。

○**椿委員長** よろしいでしょうか。

○**松村委員** ありがとうございます。よく分かりました。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

ほかに御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからコメントさせていただきたいと思います。

今回は、3つの議事について御報告がありました。まずは1次Q Eの民間在庫変動の推計におきまして、法人企業景気予測調査の活用可能性を検証するというものでした。予測調査を活用することで、民間在庫変動の推計精度がどれほど向上するかについて検討していただいたところです。

その検討自体の結果をどう判断するかについては、そう容易なことではないなと伺ったところです。先ほど福田先生からもあつたように、推計式自体を今後、情報を加味して改善していくといえますか、2つのやり方を加味する、それから、別途の基礎統計を利用する方向も含めて、引き続き恐縮ですけど、推計方法の改善に向けて検討いただくよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

その次に、国民経済計算の新たな国際基準、2025 SNAに向けた状況についてですが、その主要な検討テーマのほか、先ほどもありましたけど、国際的な議論への関与とか実装に向けた検討などの状況、福田先生からの説明、それから今の説明もあり、非常によく理解できたところです。

ただ、データの資本化とか、マーケティングの資産、いわゆるブランド価値とかは、概念的な整理も含めて相当いろいろな問題もあつて、検討は必ずしも一筋縄ではいかない、容易ではないと思います。けれども、これもぜひ国際的な動向も踏まえて引き続き積極的

に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の制度部門別勘定の整備についてですけれども、我が国では、これまで特に法人と個人とで分割することが困難であったところですが、経済センサス-活動調査等の基礎統計を用いて、非金融の法人と家計を分割するという手法を事務局に御提案いただいたということでした。これは、既に福田先生はじめ、委員の皆様方もかなり評価していただいた。統計の国際比較についても役立つ、大変有意義な取組だったと思います。私としても、関係者の御尽力に感謝したいと考えてところです。

部会長の福田先生をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の先生方、部会での御審議、心から感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。令和4年度統計法施行状況についてです。

最初に、総務省政策統括官室から御説明、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室企画官 では、総務省政策統括官室です。本日は令和4年度の統計法の施行状況を報告させていただきます。

この場では、その概要につきまして、資料5-2の令和4年度統計法施行状況報告の概要にて簡潔に御説明させていただきます。なお、適宜、資料5-1を御参照いただければと思います。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページの令和4年度統計法施行状況報告の構成を御覧ください。統計法施行状況報告は、統計法第55条の規定により、総務大臣は、毎年度統計法の施行状況を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないとされています。また、統計法施行状況報告では、公的統計基本計画の推進状況も把握しておりまして、併せて報告しています。

報告書の構成は、3部構成となっておりますので、この後、それぞれ説明いたします。

また、今年度の報告は、第Ⅲ期基本計画の最終年度に当たりますので、令和4年度の取組状況だけでなく、第Ⅲ期を総括する内容を盛り込んでいます。

次の2ページを御覧ください。第1部の令和4年度における統計行政の主な動きの概要です。

まず、1として第Ⅲ期基本計画の振り返り、2として第Ⅳ期基本計画の策定経緯を記載しております。そして、3として昨年8月の建議を受けて行った統計の総合的な品質向上に向けた取組を記載しております。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。第2部の基本計画の概要です。報告書の本体では、例年どおり、令和4年度における第Ⅲ期基本計画別表の取組状況を個別に記載しているところですが、それに加えて、第Ⅲ期基本計画を総括した取組状況も記載しておりまして、国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進、あと統計改善の推進に向けた基盤整備・強化といった、第Ⅲ期の各視点において5年間で進展のあった主な取組や、第Ⅳ期基本計画に取り込まれた今後の課題なども記載しております。

例えば第Ⅲ期計画期間において重要なテーマとなっております統計の総合的な品質管理について、PDCAサイクルの確立や統計作成プロセスの改善など、第Ⅲ期基本計画で掲

げられた事項は着実に進展しつつ、昨年8月の建議を受けて第Ⅳ期基本計画の下で今後取り組んでいく課題も挙げております。

その他にも、オンライン調査の推進につきましては、4ページのところに報告書の資料編から抜粋して関連指標を掲載しております。9割近い調査で導入済みとなっているものの、回答率につきましては、令和4年度時点では企業系調査で43.5%、世帯系調査で21%という状況でありまして、第Ⅳ期計画に盛り込まれた企業系調査8割、世帯系調査5割にはまだ遠い状況です。

あと、この資料とは別に本委員会の資料としまして、「参考1 統計に関する研究成果・予定の概況について」という資料をつけておりますけれども、第Ⅲ期基本計画を踏まえまして、当室において統計に関する研究成果・予定を取りまとめて、各府省に情報提供するとともに、例年施行状況報告の際に併せて資料としておつけしておりますので、併せて御参照いただければと思います。

資料戻りまして、1枚おめくりいただきまして、第3部の統計法条文別実施状況の概要です。例年は当該年度分のみ掲載する主要指標につきましては、第Ⅲ期基本計画の期間を総括して5年間の状況を掲載させていただきました。

Iの公的統計の作成についてとIIの調査票情報等の利用及び提供につきましては、数値の上下動はありますが、大きく水準は変動していない状況です。幾つか注意を要する数値の変動には注書きをつけております。

Ⅲの統計委員会では、令和4年度には、ここに含まれていないワーキンググループの開催実績などもあります。

あと、Ⅳのその他ですが、e-Statのアクセス件数や提供される統計の数が年々増えていることが見て取れるところです。

最後の6ページは、第Ⅲ期基本計画の概要を御参考におつけしているものです。

事務局からの説明は以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

続きまして、本件の取扱いなどについて事務局から御説明、よろしく申し上げます。

○**植松総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室でございます。ただいま総務省のほうから御報告ございました令和4年度統計法施行状況の取扱いにつきまして、御説明させていただきます。いただければと思います。

今年度の報告につきましては、先ほど御説明ありましたが、第Ⅲ期基本計画の最終年度の報告ということです。第Ⅲ期基本計画につきましては、取組状況について、既に昨年度の第Ⅳ期基本計画の策定の際に御審議いただいているものです。その際に、引き続き検討が必要とされたものにつきましても、第Ⅳ期基本計画のほうに取り込まれているということで承知しております。

このため本件につきまして、本日の委員会におきまして特段の確認事項はない状況でしたら、審議を終えたいと考えております。

また、こちらの御報告をもちまして第Ⅲ期基本計画の取組は終了ということで、これを一つの節目といたしまして、次回の8月の統計委員会におきまして第Ⅳ期基本計画の審議

の充実に向けまして、議論を行うための準備を今行っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

本件につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおり、この場において特段の確認事項がなければ、いわゆる第Ⅲ期に関する審議は終えたいと考えておりますけれども、何か確認すべき事項等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして今回の施行状況報告の審議は終了したいと思います。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、次回の統計委員会においては第Ⅳ期の基本計画のフォローアップ審議に向けた議論を行いたいと思いますので、事務局におかれましては準備をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。日本銀行は、今般、「企業向けサービス価格指数・2020年基準改定の基本方針」を公表いたしました。8月31日まで意見を募集しているとのことです。

そこで、今回、日本銀行に対して統計委員会への情報提供をお願いしたところです。日本銀行の東物価統計課長、御報告をよろしくお願いいたします。

○日本銀行調査統計局物価統計課長 ありがとうございます。日本銀行調査統計局でございます。

それでは、本日は、企業向けサービス価格指数（S P P I）の2020年基準改定の基本方針について御報告させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

参考でつけておりますペーパーのほうを5月末に公表しております、それを8月までをめぐりとしてパブリックコメントを今、募集しているところです。本日は、横長の概要資料のほうでポイントを御説明させていただければと思います。

早速ですけれども、図表1のところ、そもそも物価統計の基準改定で何をやるかというところですが、これは御承知のとおり、5年に一度実施しております、経済・産業構造の変化を捉えるために、品目や調査価格の見直し、またウエイト更新、それと同時に価格調査方法や品質調整方法の改善なども行っております。

今、公表しております2015年基準のS P P Iは、2019年6月に移行しました。今回も、その5年後であります来年の2024年半ばをめぐりに移行しようと作業を進めているところです。

図表2にお移りください。今回の基準改定の3つのポイントを挙げております。第1に、経済・産業構造の変化への対応、第2に、オルタナ・データなどを活用した報告者負担軽減と指数精度向上の両立、第3に、我が国統計の利便性・精度向上を企図した品目分類編成というところを挙げております。以下、3つのポイントに沿って順に御説明させていただきます。

図表3を御覧ください。第1のポイント、経済・産業構造の変化への対応というところですが、こちらも3つの対応を掲げております。1つ目は、「デジタル化」や「働き方の多

様化」を受けた新しいサービス、具体的にはA Iやビッグデータを利活用したサービスなどの取り込みです。

2つ目は、「無形資産」に係るサービスの取り込みです。近年、D XやG Xを背景とした新しい技術ですとか、映像・音楽・コミックなどのソフトコンテンツの重要性が高まっております。そこで研究開発投資や、それによって出来上がる特許権等の産業財産権のライセンス価格、また、ソフトコンテンツの著作権のライセンス価格といった、実態を捕捉することが難しい無形資産関連サービスについて、あえてここで「挑戦」と書かせていただいておりますが、取り込みを図りたいと考えております。

変化への対応3つ目は、感染症の影響の適切な捕捉としまして、感染症の経済活動への影響が大きいものの、S P P Iで未調査であったサービスの取り込みを図りたいと考えております。

以下、具体的に御説明いたします。図表4にお進みください。対応1つ目の「デジタル化」や「働き方の多様化」を受けた新しいサービスの取り込みについても、具体的に4つのコンセプトで取り込みを図っております。1つは、「物流D X」の取り込みです。物流業界では、グローバルサプライチェーンの深化ですとか人手不足、気候変動問題等を背景にして、機能高度化、効率化が求められている中で、従前は荷主企業が自ら行っていた物流戦略の企画・立案と、輸送・保管などの手段を物流会社が一括で提供する、サードパーティーロジスティクスと呼ばれるサービスが拡大しております。そうしたサービスの取り込みを図りたいと考えています。

次に、データの利活用による新しいサービスの一つであります「地図・地理情報の利活用サービス」の取り込みです。将来の自動運転の基盤となる詳細な地図情報といったサービスだけではなく、地図と人流情報といったビッグデータを合わせて店舗開発などのマーケティングに活用するサービスなどの取り込みを図りたいと思っています。

3つ目は、消費者向けに「無償で提供されるサービス」の背後にあります企業間取引の捕捉であります。例えば消費者には検索サイトや動画共有、S N Sなどのサービスが無償で提供される一方で、背後では企業間で広告費のやり取りが発生しています。また、Q Rコードなど新しい決済手段も、都度、消費者には手数料が発生するわけではないですが、裏側で企業間で手数料が発生しています。こうした無償サービスの背後にあります企業間取引をしっかりと把握したいと考えております。

最後、4つ目ですけれども、デジタルツールの進化はウェブ会議ですとかシェアオフィスサービスを使った人々の「働き方の多様化」につながっているところです。そこで、こうした新しいサービスの取り込みを図ります。

次の図表5にお進みください。対応2つ目の無形資産についてですけれども、無形資産の重要性が高まる中で、統計整備は着実に進められていると認識しております。具体的には(1)の左にありますように、G D P統計では、研究開発や特許権、著作権の取り込みが進められていますし、右側にありますように、本行も短観で研究開発投資の調査を開始しているほか、S P P Iでも特許権ライセンス価格のクロスボーダーの取引について調査を始めているところです。そこで、今回の基準改定では、拡充を図るところです。

ただし、価格調査は難しいことも事実です。例えば研究開発は個別性が極めて強く、一般的な価格調査は困難であります。そこで、企業の皆様に代表的な研究開発を想定してもらったモデル価格調査を実施する予定であります。

具体的には（２）に挙げていますように、企業ごとに代表的な研究開発を想定していただいて、そのコスト構造を詳細に聞いた上で、投入コストとマークアップを調査し、掛け合わせることで価格とする予定です。

その際、コストもいろいろあるわけですが、コストの中でウエイトが大きい人件費、また、企業独自に設定するマークアップ以外は、CGPIですとかS P P Iの品目指数といったマクロ変数で代用することで、報告者負担の軽減を図りながら、幅広い企業の協力を得られるよう調整しているところです。

次の図表6にお進みください。対応3つ目の感染症の影響の適切な捕捉というところがあります。まず、左の散布図であります。感染症拡大直後の2020年度上期についてS P P Iを縦軸、サービスの経済活動を横軸で示したものです。下に行けば物価下落、左に行けばサービス活動停滞という形です。

例えば、左下の丸にある宿泊などは需要減少・価格下落という分かりやすい反応であります。中ほどの丸のハイヤー・タクシーなどは、需要は減少したものの、価格はおおむね不変、一方、上にあります国際・国内航空貨物は、供給制約の影響が大きく価格は上昇しています。ここで申し上げたいことは、感染症という大きなショックの下でも、各種サービス価格の反応に大きな違いが見られたということです。

右の表では感染症の経済活動への影響が大きかったサービスをリストアップしています。指数は、2019年を100としたときの緊急事態宣言が出されていた2020年4～5月の経済活動の水準、一番右の列はS P P Iでカバーしているかどうかを示しています。多くはS P P Iでカバーしていますが、スタジアムなどを貸し出すスポーツ施設提供業や旅行代理店などの旅行業はS P P Iでカバーできていません。

そこで、今回取り込めば、企業の皆様に2020年1月に遡って価格をお願いして、それをまとめて指数を公表いたしますので、そうした最後のチャンスであります今回の基準改定で、未調査の2つのサービスを取り込むことで、今回の感染症というショックの知見をさらに蓄積したいと考えています。

図表7にお進みください。説明してきました調査拡充によってS P P Iがカバーするサービスの割合、産業連関表で捕捉されます企業間で取引されているサービス全体に対する我々の調査しているカバレッジは、現行基準の71.3%から70%台半ばへと拡大する見込みです。

財のほうを調査していますCGPIの約8割強にはまだ届きませんが、相当近づいてきておまして、我が国のサービス活動の価格面からの捕捉は着実に進められていると考えております。

図表8にお進みください。次に、基準改定のポイント2つ目であります報告者負担軽減と指数精度向上の両立であります。ここではオルタナティブ・データ、ホームページ上にある価格情報を収集するウェブスクレイピング、新たな品質調整、オンライン調査の4つ

の事例を具体的に御紹介させていただきますので、図表9にお進みください。

まず、オルタナ・データの活用であります。出張などのビジネス宿泊価格を調査しています品目「宿泊サービス」について、民間のホテルの大規模データベースの活用を検討しております。

宿泊価格は、地域ごとの需要動向などを踏まえて、ダイナミックプライシングが行われているサービスの一つであります。そのためS P P Iでも、ほかの品目対比、多めのサンプルで調査を行っていますが、オルタナ・データを利用すれば、約10倍に集計対象を増やすことができると考えています。

ここでは関東圏、近畿圏、九州圏について、太線が新しいオルタナ・データ、細線が既存のS P P Iで比較しております。見ていただきますと、関東、近畿は、S P P Iでも手厚く調査を行っていることから、おおむね同じ動きとなっていることがお分かりいただけたと思います。一方で、九州圏を見ていただきますと、大きなトレンドは捉えているものの、やや乖離も見られているところです。我々もリソース制約もあって、地方圏はやや少ないサンプルで調査を行っているところがありまして、こうしたことからオルタナ・データを使用することで、報告者負担軽減と集計対象の増加に伴う指数精度向上の両立が図れると考えております。

図表10にお進みください。ネット上の価格情報を収集するウェブスクレイピングについてです。一般的な話ですけれども、消費者段階では広く価格が開示されているため、この手法は価格調査に活用しやすいところではありますが、一方で、我々が調査していますS P P IですとかC G P Iという、いわゆる相対で決まる企業間の取引価格を調査している統計ですと、この価格というのは個別性が強く、非開示でありますから、価格調査にこの手法の活用は困難ということになります。

しかし、消費者と同じ価格体系が適用されるサービスであれば、S P P Iでも適用可能であります。今回、駐車場の時間貸し、いわゆるコインパーキングですが、こちらは消費者と同じ価格体系の取引が多いことが確認できていますので、ウェブスクレイピングを導入したいと思っています。これによって報告者負担軽減とサンプルの自由度が上がることで指数精度向上も期待されます。

次の図表11にお進みください。新たな品質調整の導入というところです。2つ検討しております。1つは、「インターネット接続サービス」です。左側の図表ですが、オフィスなどのインターネット接続を提供するサービスですけれども、御承知のとおり、接続スピードは高速化しているところです。現状、そうした速度向上を適切に取り込むことができず、左グラフの太線ではありますが、S P P Iの指数動向は横ばいとなっています。

一緒にプロットしています細線は米国のP P Iです。以前は同じ問題に直面していましたが、16年末からヘドニック法を導入したところ、そこから指数が実質値下げ傾向にあります。今回、我々のS P P Iでもヘドニックによる速度向上の品質としての取り込みを図りたいと考えております。

もう一つは雑誌広告です。御承知のとおり雑誌ですとか新聞といった紙媒体は部数が明確に減少しておりまして、広告がアプローチできる対象も減少していることとなります。

右側グラフの面グラフが部数動向になりますが、この8年間を見ても新聞、雑誌とも大きく部数が減少しているところです。新聞広告では、こうした部数の減少を品質低下として捉える品質調整を2010年基準から既に行っています。青い太線が品質調整前の新聞広告、青い細線が品質調整後の新聞広告になりますが、これだけ差が出ています。

一方で、雑誌広告は、データの制約上、品質調整が現時点でできておらず、赤色の細線のように新聞広告の品質調整前と同じような状況となっています。

今回、データや推計の工夫を行うことで、雑誌広告でも部数減少分に関する品質調整を導入したいと考えております。

次の図表12にお進みください。次に、オンライン調査です。S P P I、また一緒に調査していますC G P Iともに紙の調査票を使った調査を続けてまいりました。ただし、感染症を契機に、企業のオンライン回答のニーズが高まっておりましたので、今年の3月から既に実施していますが、政府の統計共同利用システムを利用したオンライン調査を開始しております。

初回調査の状況を示したグラフであります。左の縦棒を見ていただきますと、S P P Iの調査先のうち、財務会計データなど複雑なデータを使って報告していただいている関係上、オンラインの回答フォームにあまりそぐわない調査先が17%ありまして、それを除いたベースで、約3分の2がオンラインに移行してスタートしたということです。

この導入によりまして、セキュリティー向上に加えまして、報告者の利便性向上につなげていきたいと思っております。

図表13にお進みください。基準改定のポイント、最後3つ目ですが、我が国統計の利便性や精度向上を企図した品目分類編成というところです。1つは、2019年に総務省が新たに策定されました「サービス分野の生産物分類」との整合性確保です。

こうした品目設定を行うことで、結果的に他のサービス統計と整合性が確保されていて、ユーザー利便性の向上に資するとともに、ひいては我が国の経済統計全体の精度向上に資すると考えております。

また、2点目としましては、ここまでの5年間の変化を捉えて、新規品目の設定ですとか品目分割などを行うだけでなく、今後の5年間の変化への対応可能性も意識して、品目設定していきたいと考えております。

図表14にお進みください。こちらは今まで説明してまいりました拡充案を具体的な新規品目ですとか分割品目といったところでまとめたものでありますので、御参考までに御紹介させていただきます。

最後、図表15にお進みください。ウエイトですが、通常、基準年と同じ2020年のデータを用いてウエイトデータを算出することになると思いますが、御承知のとおり、2020年は感染症の影響で対面型サービス中心に大きな影響を受けたところであります。

今回の基準改定では感染症の影響を踏まえまして、影響が大きく見られた2020年と影響を受ける前の2019年の平均値を採用する予定です。こうした対応はC G P IですとかC P Iの2020年基準と同じ対応です。

ここまで御報告させていただきました今回の基本方針というのは、あくまで今回の基準

改定で新しく取り込むサービスですとか、調査手法の改善方針などを打ち出したものであります。

今後、企業の皆様と実際に調整しながら、価格収集を続けていくほか、この夏に出ると思われます2020年の延長産業連関表を基に、実際にウエイト計算も行っていく予定です。そうした具体的な計数が固まってきたところで、新しいサービスの価格指数はどのようなものかですとか、ウエイト変化の影響といった具体的な結果についても、ペーパーで公表していければと考えております。

私からの御説明は以上になります。

○樫委員長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしくお願いたします。白塚先生、手が挙がっていますね。白塚先生、よろしくお願いたします。

○白塚委員 説明ありがとうございました。幾つか質問とコメントがあります。

1つ目は、最後にウエイトの話をしていただきましたけれども、今回、2020年基準改定ということで、説明にあったようにコロナの影響を一番受けている年を基準年にするということになります。ただ、企業向けサービス価格指数は産業連関表をもとにウエイトを計算していますから、2020年を基準とする指数統計では、一番最後に基準改定が行われることになります。

これまでC P I以降、2020年を基準にする物価指数、数量指数の基準改定というのはたくさん行われているわけなので、そういうものの中で最後にやる企業向けサービス価格指数として、この2020年基準改定として今までの基準改定の中で一番参考になった教訓として、こういうところが今回大事だったというようなことがあったら教えてください。

それから、2つ目は、今回も色々な品目の見直しをされていて、非常に意欲的な試みがあって素晴らしいと思います。特に、サービスの価格というのは、基本的に品質と品質調整済みの価格の分解は非常に難しいのですが、統計作成にあたっては、この作業を個別にやっていくということになります。非常に難しく、かつ手間がかかる場所ですが、引き続き、こういう努力をぜひ継続してほしいと思いました。

それで質問なのですが、1つは、宿泊サービスでオルタナデータを使うということについてです。これは地域的な多様性が非常に大きい価格なので、ビッグデータを使うことは非常に有効な分野だと思います。そういう意味では、似たようなものを使えるものは、オフィスの賃貸料とか、ほかにもいろいろありそうな気がしますし、こうしたオルタナデータの利用拡大の可能性はどう考えるのかということをお聞かせください。また、オルタナデータを使う上でやや不安なのは、データの安定的な利用可能性ですので、この点をどう評価されているのかということをお聞かせください。それから、インターネット接続サービスですが、ヘドニックを使うということは、単純に通信速度単価みたいなものではなく、さらに品質を調整しないといけない部分があるのか確認させてください。

最後に、カバレッジが15%ぐらい上がる見通しですが、企業内研究開発だけで15%上がるのでしょうか。この内訳みたいなものがあれば、もう少し教えてもらえればなと思います。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。4点御質問いただいたと思いますけど、よろしく願います。

○**日本銀行調査統計局物価統計課長** ありがとうございます。

最初の質問からお答えさせていただきますと、ウエイトについては、今、白塚先生が御指摘いただいたように、2020年の延長産業連関表を使いますが、まだ公表されていませんので、それを使って2020年のウエイトを計算していくことになります。したがって、まだ2020年のウエイトは確認できていないところですので、それを確認したところで、既に出ています2019年のウエイトとの違いが大きく出てくるのかといったところを確認した上で、それがウエイトを使って統合される指数にどのような影響が出てくるのかということも丹念に確認した上で、公表させていただければと思っています。

また、その先も、延長産業連関表自体は出ていないわけですが、今はもう2023年になっていますので、ある程度、動態統計で分かるものもありますので、そういった分かるところで確認などはしていきたいというふうに思っています。そうしたものからインプリがあるところは、今後公表するペーパーの中でも触れていきたいと思っております。

また、宿泊サービスについて御質問がありました。まず、今回、我々が導入しようとしていますデータについての継続性の観点ですが、このデータは、海外の企業がグローバルに宿泊ホテルのデータベースとして整備しているものです。こちらのデータ、実は我々も参加しておりますフルバグ会合というサービス統計の国際会議の際に、このデータの利用方法を検討するといったようなセッションがあるなど、グローバルに統計の利用の可能性を探っているような状況なのだと思います。

そういったところで、データとして一定の信用度はあるのかなと思っていますが、とはいえ、あくまで民間の企業が提供しているデータですので、継続性という点については、採用前にしっかりと諮った上で採用できるかどうか慎重に判断したいと思っています。

また、宿泊以外について、例えばオフィスの賃貸料などで、ほかにもオルタナ・データ、外部データはないのかという点ですが、今、自分たちが調査している調査価格に置き換えられるデータがあれば、それは報告者負担軽減にもつながると思いますし、また、精度向上にもつながると思いますので、そういったデータがあれば、慎重に検討していくことになると思います。もっとも、導入をするためのコスト面というところもありますので、あるデータは全て適用できるわけではないという点も、御承知いただければと思います。

3つ目、インターネット接続の話でありますけども、例えばインターネットの接続速度というのは、最初は100メガだったのが1ギガになって、10ギガといったような形で、指数関数的に上がっているような形であります。そういう意味では、単純な単価というところでは評価できないのかなというところになっていまして、BLSの推計でも、結局、比較的シンプルな、ほぼ単回帰に近いような推計ではありますけども、関数系を工夫して、パラメーターのところ調整されて、品質が評価されるというふうに認識しています。

また、最後の質問、先生から「15%上昇する」と御指摘いただいたと思いますが、私の

説明がよくなかったかもしれないのですが、カバレッジの図表7を見ていただいたときに、50.5%から71.3%となっているところは2015年基準、今公表しているベースの数字のカバレッジの変動ということになります。これは、2015年基準のところで卸売サービス価格指数を導入したことによって大幅にカバレッジが上昇したことが大きな要因となっております。

その上で、シャドーみたいな形を出しているところが、今回の基準改定でカバレッジが上昇するところですので。こちらの結果、71.3%から70%台半ばのところの上昇するという見込みです。

その大きな要因は、先ほど御説明した中でもいろんなサービスがある中で、それは先生の御指摘のとおり企業内研究開発というところが、カバレッジ拡大の一番主要因ということとは御認識のとおりです。

以上です。

○樫委員長 御回答、どうもありがとうございました。

白塚先生、よろしいでしょうか。

○白塚委員 ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

福田先生、手が挙がっております。福田先生、よろしく申し上げます。

○福田委員 非常に素晴らしい取組をされていると思います。ぜひ、今後も続けていただければと思います。

現在の研究の進行状況という形で少し教えていただきたい。まず、宿泊とかに限らないと思いますけど、ダイナミックプライシングで価格がかなり頻繁に変動しているというだけじゃなくて、会員制度とかポイント制度という形で事実上割り引いたり、飛行機なんかでもマイレージサービスというのは昔からあるものですが、そういう事実上の割引だけど、名目上の価格には反映されないようなディスカウントはどういう形で捉える努力、あるいは研究が進んでいるのかというのを1点教えていただきたい、現状を教えていただきたいのが1つ。

あともう一つは、無料サービスの背後にある取引、それを調べるのは非常に大事だし、ぜひやっていただきたいと思いますが、そういうものってクロスボーダーの問題というのは難しく、実はその背後にあります、国内じゃなかったりする。私も海外で日本のサイトにアクセスすると、海外の広告と日本の広告が混在していたりすることはしょっちゅう経験しています。クロスボーダーのものを把握するのは難しいと思います。そこら辺、どういう形で研究が進んでいるのか、お分かりになる範囲で結構ですので、少し教えていただければと思います。

○日本銀行調査統計局物価統計課長 ありがとうございます。ダイナミックプライシングなりで取り込んでいる、いわゆる航空券とか宿泊のところ、マイルですとかポイントとかいったところをどう扱うかというところですが、こちらについては、実際に割引などを反映させていることはございません。

この点、技術的に難しいといえますか、調査でそうした影響を把握するのが難しいとい

うこともありますし、また、我々が調査しています企業間のサービス取引に関して言うと、例えばマイルといったところが企業に対して還付されているわけじゃないというところもあると思います。そういうことを考えると、本当の割引、企業間では実際の額面で支払われて取引がされていると認識もできると思いますので、実際に割引を反映させるべきなのかどうかというところは議論の余地があるのかなと思っています。

もう一つ、無料サービスの背後のところでもクロスボーダーというところですが、ここは無料サービスに限らず、グローバルにデジタルサービスの提供が大きくなってきていることは、事実としてあると思っています。これに対する一つの解といいますか、我々の一つの進歩といいますか、進捗させているものというところで、今までは、知的財産ライセンス価格の輸出入価格は、産業財産権、特許権のライセンス価格しか調査していなかったわけですが、今回の基準改定で著作権についても取り込みを図りたいと考えています。

そうしたところでは、コンテンツみたいなものが海外から輸入される場所も捕捉することになりますし、また、それはソフトウェアの著作権も同じようなことになります。したがって、我々のところで対応していける場所から捕捉していこうと歩を進めていると御理解いただければと思います。

以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

福田先生、よろしいでしょうか。

○**福田委員** 若干音声は途切れましたが、大体内容は分かりましたので、結構です。ありがとうございました。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

伊藤先生、手が挙がっています。伊藤先生、よろしくお願ひします。

○**伊藤委員** 伊藤です。御説明どうもありがとうございました。

いろいろと課題はあると思いますが、非常に重要なところだと思いますので、よく御検討いただきたいと思っています。

無形資産に関連するところですが、無形資産関連サービスについて調べていくのは非常に重要で、進めていただきたいと思っております。「挑戦」と書かれているように、なかなか難しいところも多いとは思っています。

お尋ねしたいのが、質の調整についてはどのように考えていらっしゃるのかという点です。特許にしても質を測るのは結構難しいと思いますし、また、研究開発についても今の御説明だとマークアップみたいなもので測っていくような形かと理解しました。研究開発や知的財産権の質を考慮していくというところ、どういう形で調整することができるのか、今後どういった方向で検討を進めていかれる予定かというところを少し詳しくお尋ねできればと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○**椿委員長** ありがとうございました。回答、よろしくお願ひします。

○**日本銀行調査統計局物価統計課長** これはサービス価格の調査全体のことでありますが、品質を固定したところでしっかりと調査するのが重要であるというのは御指摘のとおりで

す。

その上で研究開発投資についての品質をどう固定するのかという点ですが、これは開発に投入される要素の価格がどう推移するのかを我々は測るわけでありますが、その際に例えば人件費というところを我々調査するわけですが、ここでハイスキルな人が増えたから、平均賃金が上がっていくといったようなことは価格指数に跳ねるようにはしないわけであります。

我々は、先ほども申し上げたように、モデル価格調査ですので、最初に設定した人員構成・スキルの人が、1年前はこういう賃金でしたが、その次の月にはベアなどがあって、こういう賃金になっているといったようなところの人件費の変化を我々の価格では捕捉することになります。

そこと名目の差というところは付加価値といいますか、研究開発のところで実際に起こったものとして増えていることになると思っています。そういう形で、品質を固定した価格調査を心がけようと思っております。

以上です。

○**椿委員長** 伊藤先生、いかがでしょうか。

○**伊藤委員** ありがとうございます。研究開発のほうはインプットの質を調整するというような形で考えるということなのだろうと思いますが、特許権、著作権などの質を測る、調整するのは難しいと思うのですが、どうなのでしょう。

○**日本銀行調査統計局物価統計課長** すいません、我々が特許権のライセンス価格を調査する際は、例えば自動車を生産するための技術を持っている企業が、車を生産する会社に特許権をライセンスするときの価格を調査します。

ここでの特許というものは、それを使うことで品質が変化していくものというところまでは我々は追うことはできなくて、最初のところでセットした、ある特許についての価格推移、ライセンスされる価格を見ていくということであります。そういう意味では、特許についての品質の固定はできているということになるのだと思っています。

それは著作権も同じでありまして、あるコンテンツについてのプラットフォームを通じて配信されるときにライセンス価格、映像コンテンツ、もしくはコミックですとか、そういったもののある銘柄を指定したものについてのライセンス価格を追っていくことになりますので、そういう形で品質を固定していると御理解いただければと思います。

○**伊藤委員** 分かりました。ありがとうございます。やはり調査の対象として何を選んだかによって数値が違って来る面はあるということですね。その辺り、バイアスが少ないように検討して進めていただければと思います。チャレンジングなところだと思いますけれども、重要だと思しますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。菅先生、よろしく願いします。

○**菅委員** 新型コロナウイルスの影響について、すごく積極的な検討をなさるということで

すばらしいことだと思いますが、1つだけ分からなかったことが、2020年に遡って価格調査して書いてあるのですね。どうするのかなというところが……。

過去の月単位でずっと書いてくださるような、そういう感じの報告者がいそうだと、そういう感じのことなのかなと。そのあたり過去に遡って調査するというのは面白いと思うので、教えていただけたらと思います。

○日本銀行調査統計局物価統計課長 これは、S P P Iの場合、結局、来年中央に移行しますので、基準年から4年後に移行するといったところで、いつも直面している問題であります。基準年の初めから価格は公表しないといけないのですが、作業するときは大分経ってからということになりますので、そこは企業の皆様をお願いをして、過去の財務会計データなどから過去の価格を拾っていただいております、本当に企業の皆様の御協力の賜物で作らせていただいているということになります。

特に、今回は2020年1月からですので、感染症の影響の大きいところを捉えたいという御説明をすると、そこはやはり大事であるということをお理解いただき、御協力をいただいているところです。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。大変ですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変積極的なコメントが出たところですけど、私のほうからコメントさせていただければと思います。

今回の企業向けサービス価格指数の基準改定では、「デジタル化」とか「働き方の多様化」を受けた新しいサービスのほかに、研究開発、まさに今も出ていましたけど、そういう価格調査が難しい「無形資産」に関するサービスを取り込むということ、経済・産業構造の変化に非常にタイムリーに対応しているというか、まさに挑戦しているということが非常によく分かりました。

それから、オルタナティブ・データなどを用いて報告者負担軽減と指数の精度向上の両立を図る取組とか、品目分類につきましても、「サービス分野の生産物分類」との整合性を確保する取組といったことは、統計の接続可能性や利便性を高める上でも大変重要なことではないかと思いました。

物価上昇に対する世の中の関心が高まっている中で、物価統計の改善に向けて日本銀行が意欲的な取組をされている点、非常に難易度も高いということでございましたけれども、統計委員会としても高く評価したいと思います。今日は詳細な御報告、どうもありがとうございました。

本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程について事務局から連絡をよろしく願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は調整中です。日時、場所につきましては別途連絡いたします。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第195回の統計委員会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。